

令和5年度リゾートテレワーク推進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

令和5年度リゾートテレワーク推進事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和5年度リゾートテレワーク推進事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 審査委員会の構成等

(1) 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は長野県産業労働部産業立地・IT振興課長、副委員長は信州暮らし推進課長が当たる。

	所属	職名	備考
1	産業立地・IT振興課	課長	委員長
2	産業立地・IT振興課	企画幹	1名
3	信州暮らし推進課	課長	副委員長
4	労働雇用課	課長	1名
5	観光誘客課	課長	1名

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

エ 審査日に、やむを得ない理由のため出席できない委員は、その委員の推薦する者を代理出席させることができるが、事前に委員長の了承を得るものとする。

4 審査方法等

(1) 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

5 委託候補者の決定

選定方法

(1) 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価し、項目ごとの各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。

(2) 委員会評価点合計結果が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を見積業者に選定する。合計得点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。